

「タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業一式調達仕様書(案)」の意見招請における意見への回答について

| 項番 | 文書名 | 文書名 | 頁 | 作業用 | 項目 | 意見概要 | 提出の理由 | 補足資料 | 修正有無 | 意見への対応(回答) |
|----|----------|------------------------------------|--------------|---|--|--|---|--|------|---|
| 1 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書案 | 2 | 3.目的及び期待する効果 | 調達の背景、3. 目的及び期待する効果 | 中小企業に対する適用の規模・見込みを明らかにしていただきたい。 | 調達仕様書案P2の、「2. 調達の背景、3. 目的及び期待する効果」にはそれぞれ中小企業者が対象である旨が明記されています。 その一方、要件定義書P4の1. 2 概要では、初年度の利用登録者数 1500社、初年度の預け入れタイムスタンプトークン数 9100万件/年とされており、1社あたり6万件程度の登録数となります。この規模は実体的に大企業レベルと思われるのですが、中小企業に対する適用の見込みはどのように計算されているのでしょうか。 | | 無 | タイムスタンプトークン数は、大企業及び中小企業を区別して設定したものではありません。中小企業に対する適用の見込みを算出することはできません。初年度の預け入れ数が多いのは、新規に発行されるタイムスタンプトークンの預け入れの他、過去に発行されたタイムスタンプトークンの預け入れも想定しているためです。そして、ユーザーが大企業であるか中小企業であるか、又は想定するその比率によって、調達システムの規模に変更は生じないことから、原案のとおりとします。 |
| 2 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 3 | 4.業務・情報システムの概要 | 4.業務・情報システムの概要 (2) 情報システムの概要 ① | 「タイムスタンプ認定事業者(TSA)のクライアントソフト」を「タイムスタンプのクライアントソフト」等の表記が望ましいと考えます。 | タイムスタンプのクライアントソフトウェアは、タイムスタンプ認定事業者(TSA)が所有するソフトウェアに限らないため。 | | 有 | ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 3 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 3 | 4.業務・情報システムの概要 | 4.業務・情報システムの概要 (2) 情報システムの概要 | ユーザは、タイムスタンプ保管システムから引き出したタイムスタンプトークン(TST)について、タイムスタンプ自体による証拠力を有しているか(=正しいものであるか)を確認するために検証を行う必要があると考えます。 従って、全体像(TSTの流れ)⑥の記載に対し、「ユーザは、情報・研修館から引き出した当該TSTの正しさを検証するために、PKI方式の場合は署名検証を、アーカイビング方式の場合はサービス提供者への問合せを実施」の記載を追加してはどうかでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | 別紙1 要件定義書5頁 「1.6.情報システム化の範囲」についても同様 | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 4 | 調達仕様書(案) | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業一式 調達仕様書(案) | 3 | 4.業務・情報システムの概要 | 4.業務・情報システムの概要 (2) 情報システムの概要 | 「①ユーザが、タイムスタンプ認定事業者(TSA)のクライアントソフトを使用して、電子原本からハッシュ値を導出し、当該ハッシュ値をTSA送信の箇所の「タイムスタンプ認定事業者(TSA)」を削除 | タイムスタンプのソフトウェアはタイムスタンプ認定事業者のものだけでなくサードパーティ製品も存在します。 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 5 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 5 | 7.調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達方式、実施時期 | 7.1.調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達方式、実施時期 (3)実施時期 | 「入札公告(官報公示)：平成27年1月頃」とありますが、平成28年1月の誤りではないでしょうか。 | 誤記と思われるため。 | | 有 | ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 6 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 6 8 10 | 8.作業の内容 (1)設計・開発 イ 設計 (3)運用 (4)保守 | 8.作業の内容 | 「中長期運用・保守作業計画」 「運用計画」 「保守計画」 上記ドキュメントの作成及び修正に関する各種作業につきまして、工業所有権情報・研修館様と受注者との具体的な役割分担を明示いただくようお願いいたします。 また、受注者作業として当該ドキュメントを作成するのであれば、成果物として明示いただくようお願いいたします。 | 要件を明確にするため。 正確な稼働見積りに必要な情報であるため。 | - | 有 | ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 7 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 6 | 8.作業の内容 イ 設計 | 8.作業の内容 | 「情報システムの次期更改までの間に計画的に発生する作業内容、その想定される時期等を取りまとめた中長期運用・保守作業計画の案を作成し」とありますが、計画的に発生が想定される作業がある場合は、調達仕様書に記載をお願いします。 | 要件の確認のため。 | | 無 | 受注者が設計した運用・保守の作業計画について、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)等に基づき、当該資料にとりまとめていただく想定です。 |
| 8 | 調達仕様書(案) | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 6 | 8.作業の内容 ウ.開発・テスト | 8.作業の内容 | 「プログラミング等のルールを定めた標準(標準コーディング規約、セキュリティコーディング規約等)を定め」との記載がありますが、弊社標準の規約をご提案を考えておりますが、支障ございませんでしょうか。 | 要件の確認のため。 | | 無 | ご認識のとおりのご提案で差し支えありません。 |
| 9 | 調達仕様書(案) | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 7 | 8.作業の内容 エ.入テスト | 8.作業の内容 | 「運用マニュアル(500ページ程度)・・・を作成し」との記載がありますが、運用マニュアルの記載項目や内容を定義するため、記載項目や目次等をご提示いただくことは可能でしょうか。また、要件定義書のP30の運用手順書が該当するのでしょうか。 | 要件の確認のため。 | | 有 | 受注者が運用・保守に係る設計で取り決めた作業について、当該資料に各作業の手順等を取りまとめた上でいただく想定です。 なお運用マニュアルは、要件定義書の運用手順書に該当しますので、ご意見を踏まえて資料を修正します。 |

| 項番 | 文書名 | 文書名 | 頁 | 作業用 | 項目 | 意見概要 | 提出の理由 | 補足資料 | 修正有無 | 意見への対応(回答) |
|----|----------|---------------------------------|----------|---------|---|--|--|------|------|--|
| 10 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 9 11 | 8.作業の内容 | 8.作業の内容 (3)運用 エ 障害発生時対応 (4)保守 エ 障害発生時対応 | 「大規模災害等の発災時には、情報・研修館との協議に基づき、情報システム運用継続計画に基づく運用(保守)業務を実施すること」との記載がございますが、以降の章にて「情報システム運用継続計画」の作成に係る作業内容の記載がないように見受けられました。 「情報システム運用継続計画」の作成及び修正に関する各種作業につきまして、工業所有権情報・研修館様と受注者との具体的な役割分担を明示いただようお願いいたします。 また、受注者作業として当該ドキュメントを作成するのであれば、成果物として明示いただようお願いいたします。 | 要件を明確にするため。 正確な稼働見積に必要な情報であるため。 | - | 有 | 情報システム運用継続計画の作成及び修正に関する各種作業については、受注者作業とする想定です。 ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 11 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 9 | 8.作業の内容 | 8.作業の内容 (3)運用 ウ 定常時対応 ①ヘルプデスク業務 | 「第三者による診断テストを実施すること」とありますが、第三者とは、受注者の社外の者を指すものでしょうか、社内若しくはグループ内も含めるものでしょうか。 | 社外に委託した場合と、社内若しくはグループ内の専門部署に委託した場合は、見積に大きな差が生まれるため、明確化を推奨致します。 | | 無 | 第三者については、社内部署は含みませんが、グループ内会社を制限するものではありません。 |
| 12 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 9 | 8.作業の内容 | 8.作業の内容 (3)運用 ウ 定常時対応 ①ヘルプデスク業務 | 想定されるヘルプデスクへの問い合わせ件数の「平均、最大、最小」を明記して頂けますでしょうか。 | 業者間の認識に齟齬を防ぎ、公平・平等な見積を取得するためです。 | | 有 | 問合せ件数の最大は75件/日、平均は25件/日、(それぞれ想定値)を想定しています。最大値は、サービス開始後の繁忙期における想定件数です。 上記を踏まえて資料を修正します。 |
| 13 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 9 | 8.作業の内容 | 8.作業の内容 (3)運用 ウ 定常時対応 (2)運用サポート業務 ①ヘルプデスク業務 | 「バックアップされた情報が正常に記録され、正常にリカバリされることを確認するテストを定期的の実施すること。」とありますが、リカバリ先としては、本番環境ではなく、テスト環境と考えてよろしいでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | | 無 | ご認識のとおりです。 |
| 14 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 9 | 8.作業の内容 | 8.作業の内容 (3)運用 ウ 定常時対応 (2)運用サポート業務 ①ヘルプデスク業務 | 「バックアップされた情報が正常に記録され、正常にリカバリされることを確認するテストを定期的の実施すること」とありますが、定期的の頻度としてはどの程度を想定されていますでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | | 有 | 実施頻度は年1回を想定しています。 ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 15 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 9 | 8.作業の内容 | 8.作業の内容 (3)運用 ウ 定常時対応 (2)運用サポート業務 ①ヘルプデスク業務 | 「サーバ等への外部からの侵入に関し、定期的に第三者による診断テストを実施すること」とありますが、定期的の頻度としてはどの程度を想定されていますでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | | 有 | 実施頻度は年1回を想定しています。 ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 16 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 10 | 8.作業の内容 | 8.作業の内容 (3)運用 キ 移行支援 | 次期の情報システムへの移行支援作業につきまして、受注者作業として想定される業務量、発生頻度について明示いただようお願いいたします。 | 要件を明確にするため。 正確な稼働見積に必要な情報であるため。 | - | 有 | 移行支援作業(移行リハーサル(試験機)、移行リハーサル(本番機))、(移行リハーサル(予備)、本番移行その事前調整、作業方法確認(机上実施)、作業実施等)を想定しますが、情報・研修館との協議を実施したうえで対象となる作業を最終的に決定します。 ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 17 | 調達仕様書(案) | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 10 | 8.作業の内容 | 8.作業の内容 カ 引継ぎ | 「次期の情報システムにおける要件定義支援事業者および設計・開発事業者に対し、…情報提供および質疑応答等の協力を行なうこと」との記載がありますが、想定される期間や工数があればご提示ください。 | 要件の確認のため。 | | 有 | 調達仕様書に示した作業を0.5ヶ月程度かけて実施いただくことを見込んでいますが、情報・研修館との協議を実施したうえで対象となる作業が最終的に決定します。 ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 18 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 10 12 | 8.作業の内容 | 8.作業の内容 (3)運用 カ 引継ぎ (4)保守 カ 引継ぎ | 次期の情報システムにおける要件定義支援事業者、設計・開発事業者及び次期運用(保守)事業者に対する引継ぎ作業につきまして、受注者作業として想定される業務量、発生頻度について明示いただようお願いいたします。 | 要件を明確にするため。 正確な稼働見積に必要な情報であるため。 | - | 有 | 調達仕様書に示した作業を0.5ヶ月程度かけて実施いただくことを見込んでいますが、情報・研修館との協議を実施したうえで対象となる作業が最終的に決定します。 ご意見を踏まえて資料を修正します。 |

| 項番 | 文書名 | 文書名 | 頁 | 作業用 | 項目 | 意見概要 | 提出の理由 | 補足資料 | 修正有無 | 意見への対応(回答) |
|----|----------|----------|----------------|---------------------|---|---|--|---|------|--|
| 19 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 12 13 14 | 9.成果物の範囲、納入期日等 | 9.成果物の範囲、納入期日等 (1)成果物 | 「図表9-1」～「図表9-4」に記載された「期日」は、納入期限を指すと理解いたしました。 工業所有権情報・研修館担当者に初回確認を受ける期日(提示期限)につきまして、調達仕様書(案)に明示いただくか、応札者による提案事項としてはいかがでしょうか。 | 要件を明確にするため。 正確な稼働見積に必要な情報であるため。 | - | 無 | 初回確認等の作業の進め方については、作業スケジュールやマイルストーン等を詳細化した資料を作成いただき、ご提案いただく想定です。 |
| 20 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 12 13 14 | 9.成果物の範囲、納入期日等 | 9.成果物の範囲、納入期日等 (1)成果物 | □図表9-1 項番3「設計・開発実施要領に基づく管理資料」 □図表9-3 項番1「運用実施要領に基づく管理資料」 □図表9-4 項番1「保守実施要領に基づく管理資料」 8章以外の章には、当該成果物の作成に係る作業内容の記載がないように見受けられました。 当該成果物の具体的な内容について明示いただくようお願いいたします。 | 要件を明確にするため。 正確な稼働見積に必要な情報であるため。 | - | 無 | 当該資料は、受注者が、設計・開発、運用、保守で実施する作業について「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の実務手引書の記載に基づき、構成や内容等を検討・作成いただく想定です。 |
| 21 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 12 | 9.成果物の範囲、納入期日等 | 9.成果物の範囲、納入期日等 ア 設計・開発業務 | 成果物として定義されている「設計・開発実施要領に基づく管理資料」とは、どの様なものをイメージされているのでしょうか。具体的なご説明を付与頂けないでしょうか。 | 業者間の認識に齟齬を防ぎ、公平・平等な見積を取得するためです。 | | 無 | 当該資料は、受注者が、設計・開発、運用、保守で実施する作業について「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の実務手引書等に基づき、構成や内容等を検討・作成いただく想定です。 |
| 22 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 13 | 9.成果物の範囲、納入期日等 | 9.成果物の範囲、納入期日等 ア 設計・開発業務 | 成果物として定義されている「障害管理マニュアル(500ページ程度)」とは、どの様なものをイメージされているのでしょうか、具体的なご説明を付与頂けないでしょうか。 | 業者間の認識に齟齬を防ぎ、公平・平等な見積を取得するためです。 | | 無 | 軽微な障害への対応に加え、大規模障害や個人情報流出等のセキュリティインシデント対応時のマニュアルを作成いただく想定です。 |
| 23 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 13 | 9.成果物の範囲、納入期日等 | 9.成果物の範囲、納入期日等 イ 成果物 機器等賃貸借及び導入・設置業務 | 本業務においてデータセンターに導入・設置する全ての機器(クラウドサービス提供分を含む)に関し、「納入機器一式」を成果物として納入することに加え、要件定義書に記載のある「機器等の製造工程において、情報・研修館が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられていること」を証明する資料を機器単位に納入する必要があると理解いたしました。 当該証明資料について、成果物として明示いただくようお願いいたします。 | 要件を明確にするため。 | 別紙1 要件定義書19頁 「3.10. 情報セキュリティ要件」 (1)情報セキュリティ対策要件 ⑦サブライチエーン・リスク対策 イ 機器等の調達における対策 | 有 | ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 24 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 13 | 9.成果物の範囲、納入期日等 | 9.成果物の範囲、納入期日等 イ 成果物 機器等賃貸借及び導入・設置業務 | 図表9-2の項番5のライセンス関係資料として、ライセンス料とありますが、ライセンス料等金額に関する記載は成果物ではなく、契約書などに記載すべき項目としますので、成果物一覧からは除外いただくようお願いいたします | 成果物の記載レベルを明確にするため。 | | 無 | 契約書等、ライセンス料金がわかる資料を納品いただく想定です。 |
| 25 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 16 17 22 | 11.作業の実施体制・方法に関する事項 | 11.2 作業要員に求める資格等の要件 (1)プロジェクトマネージャーの経験・能力等 (2)プロジェクトメンバの経験・能力等 14. 入札参加資格に関する事項 (3)公的な資格や認証等の取得 | プロジェクトマネージャーや主なメンバの実績、応札者の受注実績を証明する手段として、「該当する契約書、仕様書等の写し等の実績を証明する資料を提出すること」の記載がございますが、当該実績を証明する手段につきまして、「具体的な業務名称・業務内容・期間を明らかにし、その業務を証明できる資料を提出すること」で代替することを許容いただけますようお願いいたします。 | 要件を明確にするため。 | - | 有 | 受注実績を証明する手段として契約書の提出は求めず、具体的な業務名称・業務内容・期間等を記載した受注実績が把握できる資料をご提出いただくこととします。なお、民間企業における実績が把握できる資料の提出が困難な場合、民間企業における実績に関する証明書(様式自由)をご提出いただく想定です。 ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 26 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 17 | 11.作業の実施体制・方法に関する事項 | 11.作業の実施体制・方法に関する事項 11.2 作業要員に求める資格等の要件 (2) プロジェクトメンバの経験・能力等 ② | タイムスタンプサービスの保管事業という特性を踏まえ、プロジェクトメンバの有益な資格については、文書情報マネジメントシステム構築のためのスキルを持った、『文書情報管理士 上級』の資格を追加する事を推奨致します。 | 本事業は、民間企業が技術情報保護を目的にタイムスタンプを利用した文書管理の一端を担うものと理解しています。その特性から、文書管理における知識・スキルを有したものが、プロジェクトメンバとして参画する必要があると考えるためです。 | 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会HP 文書情報管理士について http://www.jijma.or.jp/kanri/index.html | 無 | 他の要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 27 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 17 | 11.作業の実施体制・方法に関する事項 | 11.作業の実施体制・方法に関する事項 11.2 作業要員に求める資格等の要件 (2) プロジェクトメンバの経験・能力等 ② | タイムスタンプサービスの保管事業という特性を踏まえ、プロジェクトメンバの実績として、タイムスタンプを扱うシステムに関する、構築及び運用・保守業務を行った実績を5年以上有することを条件とする事を推奨致します。 | 本システムが扱うTSTファイルの特性やタイムスタンプサービス自体を理解しているものが、プロジェクトメンバとして参画する必要があると考えるためです。 | | 無 | 他の要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 28 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 17 | 11.作業の実施体制・方法に関する事項 | 11.2 作業要員に求める資格等の要件 (2) プロジェクトメンバの経験・能力等 | 「②本業務を実施する上で、主にシステム構築フェーズに係る主となるプロジェクトメンバは以下のような有益な資格等を保持していること」とありますが、有益な資格として、ITスキル標準 レベル4達成度指標の追加をご検討願います。 | 柔軟な提案を可能にするため。 | | 有 | ご意見を踏まえて資料を修正します。 |

| 項番 | 文書名 | 文書名 | 頁 | 作業用 | 項目 | 意見概要 | 提出の理由 | 補足資料 | 修正有無 | 意見への対応(回答) |
|----|----------------|---------------------------------|----|---------------------|--|---|---|------|------|--|
| 29 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 17 | 11.作業の実施体制・方法に関する事項 | 11.2作業要員に求める資格等の要件 (2)プロジェクトメンバーの経験・能力等 | 「③本業務を実施する上で、主にシステム運用・保守等フェーズに係る主たるプロジェクトメンバーは以下のような有益な資格等を保持していること。」とありますが、有益な資格として、ITスキル標準 レベル4達成度指標の追加をご検討願います。 | 柔軟な提案を可能にするため。 | | 無 | 他の要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 30 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 20 | 13.成果物の取扱いに関する事項 | 13.2 瑕疵担保責任 | 「受注者は、本調達について検収を行った日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする」との記載がございますが、運用期間中に判明した成果物の瑕疵については、受注者が修正を行い、再度納入し検収を受けた日を起算日として更に1年間、当該成果物に対する瑕疵担保責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | - | 無 | 瑕疵担保責任が発生する期間は、最初に検収を行った日より1年間であり、再納入後に瑕疵担保の責任期間が延長されることはありません。 |
| 31 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 20 | 13.成果物の取扱いに関する事項 | 13.2 瑕疵担保責任 | 受注者がオープンソースを利用した構築及び運用・保守を提案する場合は、オープンソースに起因した脆弱性や障害が判明した際に、受注者の責任及び負担において修正等を行うとの理解でよろしいでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | - | 無 | ご認識のとおりです。 |
| 32 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 20 | 13.成果物の取扱いに関する事項 | 13.2. 瑕疵担保責任 | 「(ただし、受注者がその協議が不適当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りではない。)」とありますが、INPIT殿との協議において受注者として明らかに気づくべき事象に対して気づく事が出来ず、その結果、修正が必要な事象となった場合に、改めて瑕疵担保責任の範囲か否かをINPIT殿と協議し、瑕疵担保と認められた場合には対応を行うという理解でよろしいでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | | 無 | ご認識のとおりです。 |
| 33 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 22 | 14.入札参加資格に関する事項 | 14. 入札参加要件 (2) 公的な資格や認証等の取得 | 調達仕様書に記載されている資格に追加して、「ISO22301(事業継続マネジメント)」の取得を条件とする事を推奨致します。 | 本事業においては、有事の際にも完全性・可用性を担保した上で、可及的速やかに業務を再開する必要があるためです。 | | 無 | 他の要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 34 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 22 | 14.入札参加資格に関する事項 | 14. 入札参加要件 (2) 公的な資格や認証等の取得 | 調達仕様書に記載されている資格に追加して、「ISO20000(ITサービスマネジメントシステム)」の取得を条件とする事を推奨致します。 | 本事業においては、ユーザーに対してITを活用したサービスを効率的かつ効果的に提供する必要があるものと考えているためです。 | | 無 | 他の要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 35 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 22 | 14.入札参加資格に関する事項 | 14. 入札参加要件 (2) 公的な資格や認証等の取得 | 調達仕様書に記載されている資格に追加して、「ISO14001(環境マネジメントシステム)」の取得を条件とする事を推奨致します。 | 昨年、世界的に環境負荷の少ない製品・サービスの提供が推奨されております。政府からも、グリーン法によって明文化されております。そのため、本事業においても、組織的な環境負荷低減への取り組み組織を入札対象とする事を推奨致します。 | | 無 | 他の要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 36 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 22 | 14.入札参加資格に関する事項 | 14. 入札参加要件 (2) 公的な資格や認証等の取得 | タイムスタンプ保管システムを適正に長期間運用する能力を図る観点から、データセンタ運用管理担当に求める要件として、「事業継続マネジメントシステム適合評価制度(BCMS適合性評価制度)」の認定を受けていることを追加してはいかがでしょうか。 | 円滑なプロジェクト遂行のため。 | - | 無 | 他の要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 37 | 調達仕様書(案) | 調達仕様書(案) | 24 | 15.再委託に関する事項 | 15 再委託に関する事項 15 2 了承手続 | 「再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について情報・研修館に申請し、あらかじめ了承を得ること」との記載がございますが、再委託に係る具体的な申請項目につきましては受注者との協議にて決定いただこうお願いいたします。 | 要件を明確にするため。 | - | 無 | 申請項目の最終決定は情報・研修館との協議を踏まえて実施しますが、原則、調達仕様書(案)に記載の申請項目とします。 |
| 38 | 別添資料1 要件定義書 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 5 | 1.業務要件の定義 | 1.6システム情報化の範囲⑤ 機能一覧 k.3.3 | 預入の証明書発行については、証明情報をPDF化し、電子署名を付与して発行することでよろしいでしょうか。また電子署名については、政府認証基盤(GPKI)を利用する等の要件はございますでしょうか。 | 要件の確認のため。 | | 無 | ご認識のとおり、PDFファイルを利用者にダウンロードいただく想定です。また、当該資料の原本証明については電子署名の付与を想定していますがその限りではありません。なお、情報・研修館では政府認証基盤(GPKI)は利用できません。 |
| 39 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 5 | 1.業務要件の定義 | 1.6. 情報システム化の範囲① | 項番2と同様 | 項番2と同様 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 40 | 別添資料1 要件定義書 | 別紙1 要件定義書 | 5 | 1.業務要件の定義 | 1.5. 管理すべき指標 | 「情報システム性能指標として、本システムの年間稼働率は「99.7%を目標とする」との記載がございますが、年間稼働率は、「可用性指標」に該当すると考えます。 | 誤記と考えられるため。 | - | 有 | ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 41 | 別添資料1 要件定義書 | 別紙1 要件定義書 | 5 | 1.業務要件の定義 | 1.5. 管理すべき指標 | 年間稼働率「99.7%」の定義につきまして、稼働率の算出根拠となる対象時間は、「平日(土曜、日曜、年末年始及び祝日を除く)8時～19時」との理解でよろしいでしょうか。 年間稼働率の定義を明確化するため、稼働率の算出根拠となる対象時間について明示いただこうお願いいたします。 | 要件を明確にするため。 | - | 有 | ご意見を踏まえて資料を修正します。 |

| 項番 | 文書名 | 文書名 | 頁 | 作業用 | 項目 | 意見概要 | 提出の理由 | 補足資料 | 修正有無 | 意見への対応(回答) |
|----|----------------|---------------------------------|----|------------|---|--|--|--|------|--|
| 42 | 別添資料1 要件定義書 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 5 | 1.業務要件の定義 | 1.6. 情報システム化の範囲 | 項番4と同様 | 項番4と同様 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 43 | 別添資料1 要件定義書 | 別紙1 要件定義書 | 6 | 1.業務要件の定義 | 1.7 用語の定義 NO1 タイムスタンプトークン(TST) | 電子署名方式のタイムスタンプトークンを対象とした説明となっているため、「(電子データのハッシュ値に時刻情報を連結した時刻証明情報。)国内のTST保証方式として、電子署名方式とアーカイビング方式がある。」の記載を追加してはいかがでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | - | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 44 | 別添資料1 要件定義書 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 6 | 1.業務要件の定義 | 1.7. 用語の定義 表1.3 :用語の定義 | 「No.1 タイムスタンプトークン(TST)電子データのハッシュ値に時刻情報を連結し、電子署名を付与した時刻証明情報。」の「、電子署名を付与し」を削除 | アーカイビング方式のTSTには電子署名は付されていません。 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 45 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 7 | 2.機能要件の定義 | 2.機能要件の定義 2.1 画面に関する事項 | 本システムにおいて想定しているクライアント端末として、タブレット端末やスマートフォン端末が含まれるか否か、明確にされる事を推奨致します。 | タブレット端末やスマートフォン端末が含まれるか否かによって、画面設計に制約事項が発生するためです。 | | 有 | 本サービスのタブレット端末やスマートフォン端末での利用は想定しておりません。 ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 46 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 9 | 3.非機能要件の定義 | 3.非機能要件の定義 3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティ要件 | ユーザビリティ、アクセシビリティに関する規約を持ち合わせていることを条件とする事を推奨致します。 | ユーザビリティやアクセシビリティは、主観的な判断となりがちなため、受託者として具体的なガイドラインや規約を有しそれを実際に運用していることが、必要であると考えためです。 | | 無 | 他の要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 47 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 9 | 3.非機能要件の定義 | 3.非機能要件の定義 3.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティ要件 | ユーザビリティ・アクセシビリティ要件として、「人間中心設計推進機構」の認定資格『人間中心設計専門家』を有する者が参画する事を条件とする事を推奨致します。 | 本システム利用者の特性として、システム操作に馴染みの薄い方々を想定されている事から、客観的に評価された有資格者が画面デザイン設計に参加する事で、最適な画面デザインに導いていく事が出来ると考えます。 | 特定非営利活動法人 人間中心設計推進機構HPI 人間中心設計専門家 資格認定制度について http://www.hcdnet.org/certified/about/ | 無 | 他の要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 48 | 別添資料1 要件定義書 | 別紙1 要件定義書 | 10 | 3.非機能要件の定義 | 3.2. システム方式要件 (1)情報システム構成に関する全体の方針 ①システム基盤の方針 | 「クラウド環境等を可能な限り活用し」との記載がございますが、当該クラウド環境の定義は、『情報・研修館様の施設における機器設置ではなく、外部のデータセンター等を利用する』との理解でよろしいでしょうか。 また、要件定義書5頁には「当該TSTは、情報・研修館への預入時刻とともに、セキュリティレベルの高いサーバに格納」との記載がございますが、セキュリティレベルの高いプライベートクラウド環境を前提とするとの理解でよろしいでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | - | 無 | 機器の設置場所についてご認識のとおりです。 TSTの格納先については、プライベートクラウドを想定しておりますが、「3.10.情報セキュリティ要件」を満たしていることを前提として、その限りではありません。 |
| 49 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 11 | 3.非機能要件の定義 | 3.非機能要件の定義 3.3. 規模要件 | 初年度の預入TST数の想定が9100万件/年となっています。稼働当初に多量の預入依頼が発生すると想定されますが、そのための対策については、応札者の提案範囲とするという考え方でよろしいでしょうか。 | 提案の幅を広げるためです。 | | 無 | ご認識のとおりです。 |
| 50 | 別添資料1 要件定義書 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 11 | 3.非機能要件の定義 | 3.3規模要件 | メールに関するデータ量や送受信件数等に関する想定規模要件をご教示ください。 | 仕様要件を明確化するため。 | | 有 | ヘルプデスクの担当は、サービス開始1年目は3名、2年目以降は2名を想定しておりますので、そちらを前提に御見積をお願いします。 上記を踏まえて、要件定義書を修正します。 |
| 51 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 12 | 3.非機能要件の定義 | 3.非機能要件の定義 3.4. 性能要件 | 応答目標時間に対応する、通常時とピーク時の同時アクセス数の想定について、ご教示頂けますでしょうか。 | 同時アクセス数の前提がないと、正確なハード見積ができないためです。 | | 有 | ピーク時の最大同時接続数は100セッションを想定しております。 上記を踏まえて資料を修正します。 |
| 52 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 12 | 3.非機能要件の定義 | 3.非機能要件の定義 3.4. 性能要件 | 応答目標時間の要件を満たすことの証明として、具体的な試算式を応札者への提案要求事項に含める事を推奨致します。 | 応答目標時間を達成する根拠が示されない、稼働時に性能問題が発生する可能性があると考えためです。 | | 無 | 応札資料作成要領を作成する際に、ご意見を参考いたします。 |
| 53 | 別添資料1 要件定義書 | 別紙1 要件定義書 | 12 | 3.非機能要件の定義 | 3.4. 性能要件 (1)応答時間 | 「①応答目標時間」及び「②応答時間達成率」につきまして、記載の要件は利用者環境からのターンアラウンドタイムか、提供装置が利用者からの要求を最初に受けた瞬間から応答返却が当該装置上完了するまでの時間かをご教示ください。 また、利用者環境からのターンアラウンドタイムである場合は、利用者の想定環境をご教示ください。 | 要件を明確にするため。 | - | 有 | ターンアラウンドタイムではなく、画面に1件目のTSTが表示されてから全てのTSTが表示されるまでの時間を想定しています。 ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 54 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 12 | 3.非機能要件の定義 | 3.4. 性能要件 (1)応答時間 ①応答目標時間 | 「預入:5秒以内」、「払出:5秒以内」、「照会:5秒以内」、「更新:5秒以内」との記載がありますが、これらは1件あたりの応答目標時間の認識でよろしいでしょうか。また、性能要件における想定のも重畳をご教示いただけますでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | | 有 | 1回あたりのTSTの最大処理件数(預入・払出し・更新:50件、照会:1000件)を想定しています。 ピーク時の最大同時接続数が100セッションで応答目標時間である5秒を遵守いただくことを想定しております。 ご意見を踏まえて資料を修正します。 |

| 項番 | 文書名 | 文書名 | 頁 | 作業用 | 項目 | 意見概要 | 提出の理由 | 補足資料 | 修正有無 | 意見への対応(回答) |
|----|----------------|---------------------------------|----|----------------|---|---|--|------|------|--|
| 55 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 12 | 3.非機能要件 の定義 | 3.4. 性能要件 (1)応答時間 ②応答時間達成率 | 「通常時レスポンス」、「ピーク時レスポンス」との記載がありますが、通常時とピーク時の違いを明確にしたいだけでしょうか。(トランザクション量、処理件数、時間帯など) | 要件を明確にするため。 | | 有 | ピーク時の最大同時接続数は100セッションを想定しております。上記を踏まえて資料を修正します。 |
| 56 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 13 | 3.非機能要件 の定義 | (2)完全性要件 | 諸外国とのタイムスタンプ相互認証の見込みを明らかにしていただきたい。 | 要件定義書P13の(2)完全性要件において、「諸外国における知財関連の係争時に、預け入れられたタイムスタンプトークンによって原本の存在を証明することを目的にしているため」とあります。これは海外における法的係争のときに、日本に預け入れられたタイムスタンプトークンを利用すること、すなわち、日本のタイムスタンプを諸外国でも相互認証された状態で利用することを想定したものでしょうか。そうだとすれば、相互認証に対する今後の見込みはどのようなものなのでしょうか。 | | 無 | 本調達仕様書(案)P2にありますが「目的及び期待する効果」にもあるとおり、提供するサービスは何ら法的効力を付与するものではないこと、海外における係争の時に、日本に預け入れられたタイムスタンプトークンを利用することは想定していますが、日本のタイムスタンプトークンを諸外国でも相互認証された状態で利用するところまでは想定していない。 |
| 57 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 14 | 3.非機能要件 の定義 | 3.非機能要件の定義 3.5. 信頼性要件 (2) 完全性要件 ⑥預入時における完全性の確保 | TSTのデータ形式検査や内容検査について、ハッシュ値検査、デジタル署名の検査、TSA証明書失効検査等の具体的な検査内容をご教授頂けますでしょうか。 | 検査の内容によっては、TSAに対して費用が発生する場合があります。 | | 無 | 完全性確保のための検査内容はご提案いただく想定です。 |
| 58 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 14 | 3.非機能要件 の定義 | 3.非機能要件の定義 3.5. 信頼性要件 | TSTの方式は、デジタル署名方式とアーカイビング方式がありますが、TSTのタイムスタンプ方式としては、デジタル署名方式を採用する事によってユーザー利便性が高まると考えます。 | アーカイビング方式は、検証の都度課金が発生するため、ユーザーへの負担が高くなるためです。 | | 無 | 本システムでは、アーカイビング方式のTSTについても対象とする想定です。 |
| 59 | 別添資料1 要件定義書 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 14 | 3.非機能要件 の定義 | 3.6(2)機能の拡張性 | TSTの仕様、規格等が変更された場合の、最新の対応とありますが、具体的な仕様、規格の定義をご教授ください。例えばタイムスタンプ方式は、タイムスタンプ方式とリンク方式の2方式を利用可とし、方式の変更により、発行又は検証シナクセスにおいて必要な登録情報やチェック電子署名有効期限チェック(有無)を見直すということでしょうか。 | 仕様を明確化するため。 | | 無 | 現状の方式から変更があった場合に、適宜、情報・研修館と協議の上、必要に応じて機能を改修・拡張いただく想定です。 |
| 60 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 14 | 3.非機能要件 の定義 | 3.5. 信頼性要件 (1)完全性要件 ⑤外部媒体保管による完全性の確保 | 「TSTにかかるバックアップデータは、契約期間中は保持し続けること。」とありますが、契約期間中に保持する必要があるのは、後述のバックアップ要件に記載の最新の3世代分のみと考えてよろしいでしょうか。または週次バックアップデータの全世代を保持する必要があると考えてよろしいでしょうか。なお、ログデータや利用者から寄せられた問い合わせに対する回答などの保管期間は運用・保守期間終了までと認識しております。 | 要件を明確にするため。 | | 無 | サービス開始後に取得したTSTの全世代のバックアップファイルを契約期間中はシステムの外部に保持いただく想定です。なお、システムの内部に保持するバックアップは3世代を想定しています。 |
| 61 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 15 | 3.非機能要件 の定義 | 3.非機能要件の定義 3.9. 継続性要件 | 継続性要件として、ディザスタリカバリ要件を満たしたシステムの構築を要件として追加する事を推奨致します。 | 本業務において預け入れたTSTは、その瞬間から業者側で長期間保管を担保しなければなりません。そのためには、ディザスタリカバリシステムによる遠隔地への同時保存を可能にするべきではないかと考えます。そうする事によって、有事の際の復旧時間も短縮化されます。 | | 無 | 他の要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 62 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 15 | 3.非機能要件 の定義 | 3.9. 継続性要件 (1)継続性に係る目標値 ②大規模災害時の再開目標※ | 「※ 大規模災害時のRPO(自復旧時間)は、最新の日次バックアップ時点とします。」との記載がありますが、外部媒体に日次差分バックアップを取得する場合、日次で本番環境拠点から遠隔地に外部保管を行う認識でよろしいでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | | 有 | 遠隔地へのバックアップの保管については、週次で行うことを想定しています。ご意見を踏まえて、要件を修正します。 |
| 63 | 別添資料1 要件定義書 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 16 | 3.非機能要件 の定義 | 3.10(1)セキュリティ対策要件 | セキュリティ対策要件でネットワーク監視に該当する機器として本システムで必要としている機器を明記ください。基本的には、IPS/IDS、WAFを想定しているのですが、不審なバケット、ファイル等の解析のためサウンドボックス型検知は必要でしょうか。 | 仕様要件を明確にするため。 | | 無 | 本システムの特性を考慮した、必要なセキュリティ対策をご提案いただく想定です。 |
| 64 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 16 | 3.非機能要件 の定義 | 3.9. 継続性要件 (2)継続性に係る対策 | 「バックアップを保管する拠点は、本番環境が稼働するデータセンターから半径300キロ以上離れた場所とすること。」とありますが、距離的な制約ではなく、「電力の供給元が異なる(例、東京電力と中部電力)データセンター等に保管すること。」に要件を緩和して頂けますでしょうか。 | 柔軟な提案を可能にするため。 | | 無 | 本システムでは、被災時にDRSの施設を考慮していないこと、また遠隔地におけるバックアップの保管先をデータセンターに限定していないことから、電力系統の違いではなく距離に係る要件としています。 |

| 項番 | 文書名 | 文書名 | 頁 | 作業用 | 項目 | 意見概要 | 提出の理由 | 補足資料 | 修正有無 | 意見への対応(回答) |
|----|----------------|---------------------------------|----|------------|--|---|--|------|------|--|
| 65 | 別添資料1 要件定義書 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 18 | 3.非機能要件の定義 | 3.10(1)④ア 機密性・安全性の確保 | TST改ざん性検知機能として、長期署名を使った実現方法は除外とありますが、具体的な改ざん検知方式としては、ファイルサイズや書き込み時刻などのシステム属性への変更を検知することを想定しておりますが、認識は合っていますでしょうか。 | 仕様要件を明確化するため。 | | 無 | ご認識のとおりです。 |
| 66 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 18 | 3.非機能要件の定義 | 3.10情報セキュリティ要件 (1)情報セキュリティ対策要件 ④データ保護 ア 機密性・完全性の確保 | 「(通信経路上の盗聴防止)～(略)～通信回線を暗号化する機能を備えること」とありますが、本要件はエンドユーザからの通信をhttpsで暗号化する認識でよろしいでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | | 無 | ご認識のとおりです。利用者からの通信の暗号化を想定しています。 |
| 67 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 18 | 3.非機能要件の定義 | 3.10情報セキュリティ要件 (1)情報セキュリティ対策要件 ④データ保護 ア 機密性・完全性の確保 | 「本事業の目的等を鑑み、TSTの改ざん性検知機能として、長期署名を使った実現方法は除外すること。」とありますが、これは一般的なPAdES、XAdES、CAdES等の「電子署名+TSTを用いた長期署名技術を用いた改ざん性検知の仕組みは必要ない」という認識でよろしいでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | | 無 | ご認識のとおりです。 |
| 68 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 19 | 3.非機能要件の定義 | 3.10情報セキュリティ要件 (1)情報セキュリティ対策要件 ⑦サプライチェーン・リスク対策 イ 機器等の調達における対策 | 「機器等の製造工程において、情報・研修館が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており～(略)～当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること」とありますが、本調達内容から本システム向けに機器製造を行うとは考えにくいので、本要件は不要と思われるため削除を検討いたします。 | 要件を明確にするため。 | | 無 | 物品の品質確保のために必要な要件とする想定です。なお、本システム向けに特別に機器製造を行うことは想定しておりません。 |
| 69 | 別添資料1 要件定義書 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 21 | 3.非機能要件の定義 | 3.11(2)工機能に係る要件 | 過度な設計・開発を不要とするため、可能な限り、パッケージソフトウェアやツール等を活用すること。とありますがセキュリティを確保の上、機能についてクラウドサービス(メールのSaaS等)をご提案することも可能と理解していますが、よろしいでしょうか。 | 仕様要件を明確化するため。 | | 無 | ご認識のとおりです。「3.10.情報セキュリティ要件」を満たしていることを前提としてご提案いただくことは可能です。 |
| 70 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 22 | 3.非機能要件の定義 | 3.非機能要件の定義 3.11.情報システム稼働環境要件 (4)施設・設備要件 | UPSのバッテリー保持時間は10分以上であることを条件とすることを推奨いたします。 | 日本データセンター協会のファンシリティスタンダード内の推奨項目でティア4レベルはバッテリー定格10分となっており、災害などによる万が一の事態に必要と考えます。 | | 無 | 他の非機能要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 71 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 22 | 3.非機能要件の定義 | 3.非機能要件の定義 3.11.情報システム稼働環境要件 (4)施設・設備要件 | 非常用発電機の燃料備蓄量は、停電時でも72時間以上の対応が可能となっていることを条件とすることを推奨いたします。 | 「首都直下地震対策大綱」に首都中核機関は最低3日間の非常用電源及び機器冷却水を確保すると記載がございます。データセンターも重要なシステムを預かっている為、同様の位置づけと認識し、3日間の対策が必要と考えます。 | | 無 | 他の非機能要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 72 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 22 | 3.非機能要件の定義 | 3.非機能要件の定義 3.11.情報システム稼働環境要件 (4)施設・設備要件 | 外部の情報セキュリティ格付機関/会社による情報セキュリティランク「AAAs(トリプルA)」以上の格付けを有し、最高水準のセキュリティを確保することを条件とすることを推奨いたします。 | アイ・エスレーティングのHPによると、格付の想定水準として、AAAsは、国防、国家機密情報等、人命に関わる重大な情報、重要インフラの維持安全に係る重大な情報、災害対応のための情報、プライバシー(機微)情報を扱えるレベルとなっております。社会システムを運用させて頂く為、セキュリティ対策に力をいれている指標となっております。本調達にでも必要資格と考えます。 | | 無 | 他の非機能要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 73 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 22 | 3.非機能要件の定義 | 3.非機能要件の定義 3.11.情報システム稼働環境要件 (4)施設・設備要件 ②立地 | 建物が高さ50m以上に立地していることを条件とすることを推奨いたします。 | 気象庁・国土交通省・東京大学大学院佐藤真司教授らの研究によると、東日本大震災の際の警戒区域内の津波痕跡調査では、最大21.1mの津波が確認されているため、必要条件と考えます。 | | 無 | 他の非機能要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 74 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 22 | 3.非機能要件の定義 | 3.非機能要件の定義 3.11.情報システム稼働環境要件 (4)施設・設備要件 ②立地 | 活断層から15km以上離れていることを条件とすることを推奨いたします。 | 内閣府が発表しているマグニチュードと震度の関係図によると東日本大震災と同程度のM8の地震が発生した場合、震源地から15kmの距離で震度6強となります。西宮市のHPでは阪神淡路大震災や福井地震で大きな被害を受けた範囲は活断層から数キロ以内という記載があり、また、愛知県のHPでは、「大略的には、地震断層より10～15km程度の距離までは、被害が甚大となる可能性がある」と記載があります。上記から必要条件と考えます。 | | 無 | 他の非機能要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 |
| 75 | 別添資料1 要件定義書 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 22 | 3.非機能要件の定義 | 3.11(2)エ 機能に係る要件 | 挿入を受けたTSTIに対して長期にわたって、時刻の証明を実施とありますが、時刻保証する方法は、タイムスタンプサービスを利用するのではなく、NTP時刻同期によりサーバ時刻を設定することで間接証明するとの認識でよろしいでしょうか。 | 仕様要件を明確化するため。 | | 無 | ご認識のとおりです。 |

| 項番 | 文書名 | 文書名 | 頁 | 作業用 | 項目 | 意見概要 | 提出の理由 | 補足資料 | 修正有無 | 意見への対応(回答) |
|----|----------------|---------------------------------|----|----------------|---|---|--|------|------|---|
| 76 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 23 | 3.非機能要件 の定義 | 3.11情報システム稼働環境要件 (4)施設・設備要件 ③建物 | 「建築基準法に規定する耐火建物であること。」とありますが、提案の幅を広げるため、以下の要件に変更いただけませんか。 ・防火上一定の耐火性能がある準耐火建築物も可とするもしくは ・サーバを格納するマシンルームについては、耐火構造とする | 柔軟な提案を可能にするため。 | | 無 | 要件定義書に記載の要件を満たすことを想定しています。 |
| 77 | 別添資料1 要件定義書 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 31 | 3.非機能要件 の定義 | 3.13 運用要件 | 「問い合わせ者の個人情報を適切に管理することができる環境の準備」との条件がございますが、専用のヘルプデスク設備や機器を導入することが必要でしょうか。または、個人情報保護管理や情報セキュリティ管理が可能なエリアで対応することでよいとの理解でよいでしょうか。 | 要件の確認のため。 | | 無 | 「問い合わせ者の個人情報を適切に管理することができる環境の準備」は、専用のヘルプデスク設備や機器を導入を想定した要件です。 |
| 78 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 31 | 3.非機能要件 の定義 | 3.13. 運用要件 (9)運用サポート業務 ①ヘルプデスク要件 | 「利用者やシステム管理者からの問い合わせや連絡を受け付ける窓口としてヘルプデスクを設置し、問い合わせの受付等を行い、迅速に回答又は助言を行うこと。」とありますが、本システムにおける問い合わせ(電話、問い合わせフォーム)の想定件数をご教示願います。また、「迅速に」とありますが、問い合わせ受付から回答までに要する時間目安などはありますか。 上記の基準がない場合、GOPC及びCMBOKの取得を要件としていただけませんか。 | 要件を明確にするため。 | | 有 | 問合せ件数の最大は75件/日、平均は25件/日、(それぞれ想定値)を想定しています。最大値は、サービス開始後の繁忙期における想定件数です。 上記を踏まえて資料を修正します。 |
| 79 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 31 | 3.非機能要件 の定義 | 3.13. 運用要件 (9)運用サポート業務 ①ヘルプデスク要件 | ヘルプデスクの電話回線については、問合せ者の負担軽減のため、フリーダイヤルの設置を行うことが必要と考えます。要件にフリーダイヤルを開設する旨の記載を行っていただけますでしょうか。 また、ヘルプデスクの電話以外の問合せについては、メール使用にて回答を行うことが考えられます。この場合、受託者のメールアドレスからの回答を行ってもよろしいでしょうか。貴館にて準備される場合、貴館側にてDNSへの変更作業及びメールサーバへの転送等が発生すると思いますが、こちらについても本調達範囲内となると考えてよろしいでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | | 無 | フリーダイヤルにかかる要件は、他の要件を満たしていれば、必須の要件とはしない想定です。 メールアドレスについては、情報・研修館にて準備する予定です。 |
| 80 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 31 | 3.非機能要件 の定義 | 3.13. 運用要件 (9)運用サポート業務 ①ヘルプデスク要件 | 「問い合わせ対応業務は、平日8:00～19:00の対応とし、」とありますが、労働基準法に定められた1日の勤務時間は8時間であり、上記の対応時間帯であると、時間外労働の発生、又は要員の追加等によりコスト増に繋がると考えます。従いまして、平日9:00～17:00にご調整いただく事は可能でしょうか。 もしくは、ユーザー向けのガイドラインを充実させることにより電話対応は不要とし、メールでの問い合わせ受付のみの対応とさせていただきますことは可能でしょうか。 | 一般的な対応時間帯に合わせる又は、メール問い合わせ受付のみとすることによりコスト削減が見込めるため。 | | 無 | サービスの利用時間にあわせて、問合せ対応業務についても平日8:00～19:00の対応とする予定です。 |
| 81 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 31 | 3.非機能要件 の定義 | 3.13. 運用要件 (9)運用サポート業務 ①ヘルプデスク要件 | 「利用者からの申請に基づき、利用者情報の登録等を行なうこと。」とありますが、利用者からの申請とは具体的には以下の2つのみと考えてよろしいでしょうか。 ・利用者情報の更新(WFA.4-4) ・TSTの移管(WFA.4-5) | 要件を明確にするため。 | | 無 | 別添資料1業務一覧に記載のヘルプデスク業務を想定しております。 |
| 82 | 別添資料1 要件定義書 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 32 | 3.非機能要件 の定義 | 3.14 保守要件 | ハードウェア保守の受付時間と対応時間は平日8時から19時とされていますが、ハードウェア設置場所やクラウド環境設備に対する駆けつけ時間の要件等はありませんでしょうか。 | 要件の確認のため。 | | 有 | ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 83 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | 32 | 3.非機能要件 の定義 | 3.14. 保守要件 (1)アプリケーションプログラムの保守要件 | 「業務アプリケーションにおける不具合が発生した場合、一次切り分けを行うとともに、障害発生の原因究明と不具合に対する対策等の検討を行い、その対策等に基づき必要な作業を実施すること。」とありますが、本要件は調達仕様書(案)【13.2 瑕疵担保責任】に記載の期間内、および瑕疵と認められた場合の認識でよろしいでしょうか。 | 要件を明確にするため。 | | 無 | 瑕疵担保の責任が発生する期間は瑕疵と認められた不具合については全て対応いたしますが、それ以降の期間については、情報・研修館と協議の上、対応いたします。 |
| 84 | 別添資料1 要件定義書 | タイムスタンプ保管システム設計・開発・運用事業に係る要件定義書 | 31 | 3.非機能要件 の定義 | *3.13(9)①問合せ対応業務(電子メール環境) *別紙資料5 機能一覧(メール通知とメール依頼) | メール独自のセキュリティ要件があればご教授ください。 | 仕様要件を明確化するため。 | | 無 | 他の要件を満たしていれば、独自要件はありません。 |

| 項番 | 文書名 | 文書名 | 頁 | 作業用 | 項目 | 意見概要 | 提出の理由 | 補足資料 | 修正有無 | 意見への対応(回答) |
|----|-------------------------|---------------------|----|----------------|---|--|--|--------------|------|--|
| 85 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | | 3.非機能要件 の定義 | 別添資料6 実体関連図 | タイムスタンプトークン有効期限と 預入期限の違いを明らかに していただきたい。 | 要件定義書、別添資料6 実体関連図には、※タイムスタンプ トークン管理として、タイムスタンプトークン有効期限と預入期 限が明記されています。これら両者の違いをご教示ください。 | | 無 | 原案のとおりとします。 有効期限とは、タイムスタンプトークンそのものの有効期限をさしてい ます。また、預入期限とは、本調達によって提供されるサービスに預 け入れてから10年とさせて頂いており、10年以降も引き続き預ける意 思がある場合、10年単位で更新ができ、最長30年までとする仕組み とさせて頂いています。 |
| 86 | 別添資料1 要件定義書 | 要件定義書 | | 3.非機能要件 の定義 | 別添資料7 帳票一覧、C1-1タイムスタ ンプトークンリスト CSV、C1-2預入証明書 | メモ欄の選択的表示を可能とさせていただきたい。 | 要件定義書には、マスター利用者、一般利用者の欄が分けて 設けられています。例えば事務所が顧客別に一般利用者を割 り付ける場合や、大手企業が代理人別に一般利用者を割り付 ける場合が想定されているのものと理解致します。そして、要 件定義書の別添資料7帳票一覧には、C1-1 タイムスタンプトークンリスト CSV、C1-2預入証明書が表示 されています。メモ欄を複数設けると共に、これらの帳票にお いて、メモ欄の選択的表示を可能にさせていただきたく存じま す。メモ欄には、どのような趣旨のタイムスタンプが明記するこ とで、整理が便利になると考えられるからです。 | | 無 | ご意見は、機能拡張となるため、原案のとおりとします。 |
| 87 | 別添資料3 業務流れ図 (WFA) | 別添資料3 | 19 | - | WFA 3-7 失効監視 | 「TST有効期限確認」および「TST失効通知」の処理を除外し、 「TST預入期限確認」および「TST預入通知」の処理のみとされ た方が望ましいと考えます。 | タイムスタンプトークンの有効期限に関わらず預入証明書を発 行できる一方で有効期限の通知が行われると、本サービスに よる証明可能期間がタイムスタンプトークンの有効期間である と誤解される等、利用者の混乱を招く恐れがあるため。 また、有効期限が切れる旨の通知を受けた利用者が取るべき 対応が確立されていないため。(例えば、仮に通知対象のタイ ムスタンプに対して有効期間を延長する処理を施した場合の本 システムの利用方法、確認方法、既存のタイムスタンプトー クンの取り扱いが確立されていない。) | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 88 | 別添資料3 業務流れ図 (WFA) | 別添資料3 | 19 | - | WFA 3-7 失効監視 | 「失効監視」「失効通知」の文言は、「預入期限監視」「預入期 限通知」等の表記が望ましいと考えます。 | 「失効」の用語は、タイムスタンプのインフラにおいて、TSA証 明書の有効期限切れではなく、危殆化等により有効期間中に 失効することを意味し、誤解を生む恐れがあるため。 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 89 | 別添資料3 業務流れ図 (WFA) | 別添資料3 業務流れ図(WFA) | 2 | - | - | 「グループアカウントロック」という文言の記載がございます が、どのようなロック状態を指すのかをご教示ください。 また、別添資料5機能一覧に記載された「任意アカウントロッ ク」との関係性について明示いただけますようお願いいたしま す。 | 要件を明確にするため。 | 別添資料5 機能一覧1頁 | 有 | 「グループアカウントロック」ではなく、「一般利用者アカウントロック」 が正しい表現でしたので、資料を修正します。 なお、「任意アカウントロック」との関係性については、別添資料1(業 務一覧)の「一般利用者アカウントロック」をご確認ください。 |
| 90 | 別添資料3 業務流れ図 (WFA) | 別添資料3 業務流れ図(WFA) | 20 | - | - | 問い合わせ情報登録処理につきまして、問い合わせ情報から のreadの矢印の記載がございますが、問い合わせ情報に対す るwriteの矢印が正しいと考えます。 | 誤記と考えられるため。 | - | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 91 | 別添資料3 業務流れ図 (WFA) | 別添資料3 業務流れ図(WFA) | 3 | - | - | パスワード情報をデータベースに格納する旨の記載がござい ますが、セキュリティ確保の観点から、パスワード情報はハッ シュ化または暗号化されて格納するとの理解でよろしいでしょ うか。 | 要件を明確にするため。 | - | 無 | ご認識のとおりです。 |
| 92 | 別添資料3 業務流れ図 (WFA) | 別添資料3 業務流れ図(WFA) | 4 | - | - | 仮パスワード生成処理につきまして、パスワード情報からの readの矢印の記載がございますが、パスワード情報に対する writeの矢印が正しいと考えます。 | 誤記と考えられるため。 | - | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 93 | 別添資料4 画面一覧 | 別添資料4 | 4 | - | G-3.4 | 「失効監視」の文言は、「預入期限監視」等の表記が望ましい と考えます。 | 項番88と同様 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 94 | 別添資料4 画面一覧 | 別添資料4 | 4 | - | G-3.4.1 | 「TST失効通知メール」は「TST預入期限通知メール」等とし、 画面要件にて、有効期限の通知に関する記載を除外した方が 望ましいと考えます。 | 項番88と同様 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |

| 項番 | 文書名 | 文書名 | 頁 | 作業用 | 項目 | 意見概要 | 提出の理由 | 補足資料 | 修正有無 | 意見への対応(回答) |
|-----|---------------|-------|---|-----|---------|---|--|------|------|--------------------|
| 95 | 別添資料5 機能一覧 | 別添資料5 | 3 | - | K-3.1.3 | ハッシュ値と併せて、ハッシュアルゴリズム名も登録した方が望ましいと考えます。 | 現在の日本データ通信協会の認定審査基準上、タイムスタンプ対象データのハッシュ値算出に用いるハッシュアルゴリズムにはSHA256、SHA384、SHA512のいずれかが用いられるため、ハッシュ値のビット長からでも該当するアルゴリズムを特定可能だが、将来的に同じビット長を持つ異なるアルゴリズムが追加された場合、ビット長からだけでは特定できず、タイムスタンプトークン内の識別子を参照する必要があるため。また、ハッシュ値を示すにあたっては、該当するアルゴリズムも併記することが、一般的と考えられるため。 | | 有 | ご意見を踏まえて資料を修正します。 |
| 96 | 別添資料5 機能一覧 | 別添資料5 | 3 | - | K-3.2.1 | ハッシュ値と併せて、ハッシュアルゴリズム名も表示した方が望ましいと考えます。 | 項番95と同様 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 97 | 別添資料5 機能一覧 | 別添資料5 | 4 | - | K-3.3.1 | 項番96と同様 | 項番96と同様 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 98 | 別添資料5 機能一覧 | 別添資料5 | 4 | - | K-3.7 | 項番93と同様 | 項番93と同様 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 99 | 別添資料5 機能一覧 | 別添資料5 | 4 | - | K-3.7.1 | 「TST失効通知」は「TST預入期限通知」等とし、有効期限の通知に関する記載を除外した方が望ましいと考えます。 | 項番88と同様 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 100 | 別添資料5 機能一覧 | 別添資料5 | 4 | - | K-3.7.2 | TST有効期限の確認に関する記載を除外した方が望ましいと考えます。 | 項番88と同様 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |
| 101 | 別添資料7 様式一覧 | 別添資料7 | 1 | - | O-1.2 | 項番96と同様 | 項番96と同様 | | 有 | ご意見を踏まえて、資料を修正します。 |